バス事業者・タクシー事業者用

香川県公共交通事業者自動車運転手等確保支援事業費補助金の概要

令和８年 11 月２日

１　事業の目的

県内の交通事業者自動車運転手等を確保するため、バス事業者やタクシー事業者が実施する事業に要する経費について、補助金を交付するもの。

２　補助対象事業者

次のいずれにも該当する者であること。

（１）次のいずれかに該当する事業者であること。

ア　バス事業者・・・・道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第３条第１号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業又は同号ロに定める一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者で、かつ、県内に本社又は主たる事業所を有するもの

イ　タクシー事業者・・道路運送法第３条第１号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者で、かつ、県内に本社又は主たる事業所を有するもの

（２）交付申請時及び実績報告時に（１）に該当する事業を休止し、又は廃止していないこと。

３　補助対象事業及び補助対象経費

補助対象となる事業は、事業者区分ごとに、以下のとおりとする。

事業者区分	補助対象事業
バス事業者	（１）　大型二種免許取得支援事業 （２）　広報活動支援事業
タクシー事業者	（１）　普通二種免許取得支援事業 （２）　広報活動支援事業

それぞれの補助対象事業について、具体的に補助対象となる経費は以下のとおり。

なお、実績報告の際、運転免許証（※）の写しや成果物等を提出するものとする。

※　大型又は普通二種免許を取得できていない従業員がいる場合は、実績報告では提出不要ですが、補助対象経費を支払った日から起算して６月を越えない日又は当該従業員が大型若しくは普通二種免許を取得した日のいずれか早い日から起算して 30 日を経過した日までに、「状況報告書（様式第６号の２）」を提出してください。

なお、状況報告の際に、従業員の大型又は普通二種免許の取得が確認できない場合や雇用が確認できない場合は、補助金を返還いただくことになりますので御留意ください。

（１）大型（普通）二種免許取得支援事業

旅客自動車運送事業者が負担した従業員の大型又は普通二種免許取得に係る経費

・入学金、適性検査料、学科教習料、技能教習料、効果測定料、教材費、写真代、検定料　等

（２）広報活動支援事業

公共交通事業者自動車運転手を確保するために旅客自動車運送事業者が実施した広報活動に係る経費

・就職説明会、運転体験会等の自動車運転手採用イベントを開催するために必要な会場の借上費、広報資料作成費、交通費　等
・他団体等が主催する自動車運転手就職イベントへの参加費、広報資料作成費、交通費　等
・各種メディアを活用した求人広告費用　等

※国、地方公共団体等が実施する他の補助金の交付を受ける事業については、補助対象経費から当該他の補助金の額を除いた額を補助対象経費とする。

※大型（普通）二種免許取得支援事業については、専ら香川県外の営業所で勤務することが想定される従業員に係る経費は除く。

※広報活動支援事業については、香川県内の自動車運転手の確保につながる事業に限り、補助対象経費とする。

※以下のものは、補助対象経費に含めることができない。

- 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税
- 以下に該当する経費
  - ① 直接人件費
  - ② 租税公課、減価償却費、一般管理費
  - ③ 補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できない経費（汎用性があり目的外使用になり得るもの、本補助事業以外にも使用するもの等）
  - ④ 物品やサービスなどの支払先や支払内容が確認できない（領収書、レシート等がない）経費
  - ⑤ 免許取得に係る交通費及び宿泊費並びに検定不合格による追加費用（補習費用、再検定費用等）
  - ⑥ 交付決定前に実施した事業の経費（ただし、交付決定をした日の属する年度の４月１日以降に実施した事業について、領収書等で確認できた場合は、補助対象とする。）
  - ⑦ 交付決定した日の属する年度の前年度の 12 月 31 日以前に取得した大型二種免許又は普通二種免許に係る経費
- その他、公的資金の用途として、社会通念上、不適切と認められる経費

４　補助金の算出方法

下記の補助上限額と補助対象経費のいずれか低い額とする。

事業者区分	補助上限額
バス事業者	・大型二種免許取得支援　100,000 円／人 ・広報活動支援　100,000 円／事業

タクシー事業者	・普通二種免許取得支援　　50,000 円／人 ・広報活動支援　　50,000 円／事業

※広報活動支援について、一事業者の補助額は一会計年度当たりバス事業者 200,000 円、タクシー事業者 100,000 円を上限とし、補助対象事業は２事業を上限とする。

※補助上限額の方が低い場合であっても、予算の範囲内において補助金を交付するため、申請状況によっては、補助上限額を下回る場合がある。

５　申請手続き

○申請の受付期間

受付期間：**令和８年 11 月２日（月）から令和８年 12 月 18 日（金）まで**

交付決定：令和９年１月下旬（予定）

○受付方法

香川県電子申請・届出システムで申請受付。

URL： https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=13993

※申請にあたっては、実績報告時との乖離を極力なくすよう精査のうえ申請いただくようお願いします。

○申請に必要な書類及び提出方法

申請書類の提出方法は下記の表のとおりです。

申請書類	提出方法
・交付申請書（様式第１号） ・事業を経営していることを証する書類（許可証の写し等） ・見積書の写しその他補助対象経費の積算の根拠となる資料 ・補助金申請額計算書（様式第１号別紙１） ・事業計画書（様式第１号別紙２） ・収支予算書（様式第１号別紙３） ・その他知事が必要と認める書類	電子申請
・誓約書〔直筆もしくは代表者印の押印要、原本に限る〕 ・直近１か月以内、かつ令和８年 12 月 18 日までに発行された県税の納税証明書（完納証明書）〔原本に限る〕	郵送（※）

※誓約書及び県税の納税証明書の原本は、「12　問い合わせ先」まで郵送してください。12 月 18 日（金）消印有効です。

６　交付決定

県は提出された補助金交付申請書の内容を審査し、適切であると認めるときは、「補助金交付決定通知書（様式第２号）」を送付します。

７　事業の実施期間

令和８年４月１日（水）から令和９年３月 31 日（水）まで

※大型（普通）二種免許取得支援事業については、この期間に、旅客自動車運送事業者が補助対象経費の支出を行う必要があります。
また、補助対象となるのは、令和８年１月１日(木)以降に取得した大型又は普通二種免許に係る経費に限ります。
※広報活動支援事業については、この期間に、事業の着手（発注・契約)、実施、すべての補助対象経費の支出が完了している必要があります。

８　実績報告

県からの交付決定を受けた後、事業が完了した場合には、令和９年３月 31 日（水）までに、「事業完了実績報告書（様式第７号)」を提出してください。
※交付決定前に補助事業が完了している場合は、交付決定通知を受領してから 30 日を経過した日までに提出してください。

９　補助金の交付

補助金の支払いは、補助金実績報告書に基づき、実施された事業内容の審査と経費内容の確認等により交付すべき補助金の額を確定した後、請求書を提出していただく必要があります。

10　状況報告

「８ 実績報告」時点において、大型又は普通二種免許を取得できていない従業員がいる場合は、補助対象経費を支払った日から起算して６月を越えない日又は当該従業員が大型若しくは普通二種免許を取得した日のいずれか早い日から起算して 30 日を経過した日までに、「状況報告書（様式第６号の２)」を提出してください。

なお、状況報告の際に、従業員の大型又は普通二種免許の取得が確認できない場合や雇用が確認できない場合は補助金を返還いただくことになりますので御留意ください。

11　注意事項

事業の実施に当たっては、補助金交付要綱を十分ご確認ください。

12　問い合わせ先

〒760-8570　香川県高松市番町四丁目１－10　香川県庁舎東館５階
香川県交流推進部交通政策課　総合交通グループ
TEL:087-832-3156　　FAX:087-831-9606　e-mail:kotsu@pref.kagawa.lg.jp